



許可番号 第 01220054549 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県鴨川市浜萩430番地1
氏 名 有限会社妻本商店
代表取締役 妻本 竜志

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和 3 年 5 月 2 6 日

許可の有効年月日 令和 1 0 年 3 月 2 6 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

圧縮及び減容固化による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類, (イ) 紙くず, (ウ) 繊維くず, (エ) 金属くず,
(オ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (金属くずと一体のものに限る。)
(これらのうち, 自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 減容固化による中間処理に係るもの

廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙 1 及び 2 のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の処理は午前 8 時から午後 5 時までの間の 8 時間とし, 防音壁による騒音の低減並びに機器等の維持管理を徹底し, 騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年 8月10日 新規許可

令和 3年 5月26日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
圧縮施設	廃プラスチック類 0.8 t/日 (0.1 t/時 × 8時間) 金属くず 92.8 t/日 (11.6 t/時 × 8時間) (昭和54年 4月10日)	1	千葉県鴨川市 浜荻字坊谷 428番1, 429番, 430番1, 430番2, 431番, 432番1, 441番1, 442番1, 443番1, 444番1
圧縮施設	廃プラスチック類 120 t/日 (15 t/時 × 8時間) 紙くず 110 t/日 (14 t/時 × 8時間) 繊維くず 74 t/日 (9.3 t/時 × 8時間) (平成26年12月10日)	1	
処理前廃プラスチック類の 保管施設	16 m ² 8.1 m ³	1	
処理前金属くず(ガラスく ず, コンクリートくず及び 陶磁器くずの付着物を 含む)の保管施設	24 m ² 42 m ³	1	
処理前繊維くずの保管施設	17 m ² 21 m ³	1	
処理前紙くずの保管施設	2.0 m ² 2.0 m ³	1	
処理後廃プラスチック類の 保管施設	24 m ² 42 m ³	1	
処理後金属くずの保管施設	24 m ² 42 m ³	1	
処理後紙くずの保管施設	24 m ² 42 m ³	1	
処理後繊維くずの保管施設	2.0 m ² 2.0 m ³	1	
処理後ガラスくず, コン クリートくず及び陶磁器く ずの保管施設	6.8 m ² 8.2 m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
減容固化施設	廃プラスチック類 0.8 t/日 (0.1 t/時 × 8時間) (令和2年12月15日)	1	千葉県鴨川市 浜荻字坊谷 428番1, 429番, 430番1, 430番2, 431番, 432番1, 441番1, 442番1, 443番1, 444番1
処理前廃プラスチック類 (廃発泡スチロール) の 保管施設	33 m ² 33 m ³	1	
処理後廃プラスチック類 (インゴット) の 保管施設 (フレコン保管)	18 m ² 10 m ³	1	

(以下余白)

